

大阪市告示第571号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を認定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月17日

大阪市長 横山 英幸

路線名	起 点 終 点
此 花 区 第2024-01号線	此花区伝法2丁目60番の175地先 同 区同 2番の2地 (別紙参考図参照)

(建設局総務部管財課)